

2023年9月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

電子取引の保存について

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「北海道美瑛町 マイルドセブンの丘」

### 目次

2	物価高騰	6	最低賃金について
3	新たな医療体験	7	LGBTと事業主
4	電子取引の保存について	8	ご案内

No.601

# 物価高騰

センター代表 杉浦 康晴

今年の夏も日本中で猛暑が続きました。例年、名古屋の夏は大変蒸し暑いことで有名ですが、今年の7月中旬に名古屋市の予想最高気温が38℃となったことを受けて名古屋市教育委員会は市内の小中学校などに体育の授業を中止するように通達しました。猛暑による授業中止は初めての措置で部活動も中止となりました。対象となったのは市立の小中学校、高校などあわせて415校で「クーラーの効かない場所での保健体育の授業」や「運動を伴う部活動」、また「環境省の暑さ指数が31以上の場合の水泳の授業」について中止するように通知を出しました。ここ数年は熱中症による死者が出るなどしていることからこういった措置はやむを得ないでしょう。

しかし一方で、物価高騰や原油価格の影響を受け、家庭や企業の水道光熱費は大幅に増額しており経営にも大きな影響が出ていますから、夏場の過ごし方も考えさせられます。水道光熱費に限らず、物価高は続いており、先日、今年度の最低賃金について厚生労働省の審議会は全国平均の時給で41円引き上げるとする目安をとりまとめました。物価上昇を踏まえ引き上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給1,002円となり、初めて1,000円を超えました。審議会は報告書を厚生労働省に答申し、今後各都道府県ごとに労使の話し合いが行われ地域別の最低賃金が決定します。

現在の愛知県の最低賃金は986円ですから、10月以降は1,000円を超えてくるのではないのでしょうか。中小企業にとっては経費の増加が経営を圧迫しておりますが、それ以上に収益増加に向けての手立てを講じなければなりません。

いよいよ来月10月よりインボイス制度も開始します。こちらは今後、事務負担や影響が大きく出てくるかと思われます。新しい制度であるため、どれくらいの影響があるのか未知な部分ではありますが、事務作業は大きな負担となることは確実です。

今年も残り4か月です。年末に向けて忙しくなりますが、前倒しの計画でやるべきことを着実に進めていきましょう。



# 新たな医療体験

## 革新的なかかりつけクリニックの挑戦

葵経営コンサルタンツ 中島 和人

2021年5月に東京の渋谷駅の近接地に開院した「クリニックTEN 渋谷」は、Google Mapでの600件を超える投稿の評価が、星4.6と医療機関として大変高い評価を得ている診療所です。

好立地を活かし、多忙な働く世代をターゲットにした利便性と迅速性を差別化要因としているかと思いきや、掲げる事業のコンセプトは「次世代型かかりつけクリニック」です。日々多忙な働く若い世代にこそ、信頼できるかかりつけ医が必要であるにもかかわらず、見つけることの難しい現状に創業者たちは問題意識を持っているためです。

とはいえ、一足飛びで多忙な働く世代にかかりつけ医として認められることは容易なことではありません。そこで当施設は彼らのニーズに対応するために、以下の特徴を備えています。

- ・ **高い利便性**：渋谷駅から徒歩0分の抜群の立地条件に加え、LINE連携でスマホから簡単に予約が可能であり、土日も診療を行っています。さらに、キャッシュレス支払いが可能であり、待ち時間はほぼゼロです。
- ・ **幅広い診療科目**：内科、皮膚科、婦人科、泌尿器科、睡眠外来、メンズヘルス、美容皮膚科、健康診断など、多岐にわたる診療科目を標榜しています。
- ・ **対話を促進させる環境**：診察室は患者がリラックスして対話できるよう、「茶室」をイメージした空間になっています。一般的な診療所とは異なり、受付後すぐに患者を診察室に案内し、そこに医師が入室するシステムを採用しています。

これらの施策は、幅広い診療科目により多様なニーズを持つ多忙な働く世代に門戸を広げ、スマートな機能により時間的・精神的・エネルギーコストを削減し、受診への敷居を低くし、さらに環境整備により患者の感情的なメリットを向上させています。また医師との対話の質と量を高め、信頼関係を形成したうえで、かかりつけ医の必要性を説くなどの患者教育を行うことにより、「診療所は悪くなったときに訪れて薬をもらって帰る場所ではなくリラックスして医師に相談できる空間であり、健康を保つために定期的に通い続けることができる場所」として、多忙な働く世代の診療所や医療サービスに対するイメージが変わり、かかりつけ医を持つ行動に変容していくことが期待されます。

スターバックスの成功は、コーヒーを売るだけでなく、第3の場所としての体験を提供していることに起因しています。立地、インテリア、価格、香り、音、接客の在り方をコンセプトに基づいて創ることで、明確な差別化を図っています。このように**創造的なコンセプトは顧客のニーズを満たし、独自性を確立するために非常に重要**です。

顧客のニーズをコンセプト化し、具体的な施策に落とし込む創造性。本事例は、その重要性を改めて認識させられる学びの多い事例ではないでしょうか。患者の立場としても今後の発展に期待を寄せたい医療機関です。

参考：note 「クリニックTEN渋谷 ホームページ」より  
[https://note.com/clinic\\_ten/n/nc1a05a2bf8c1](https://note.com/clinic_ten/n/nc1a05a2bf8c1)  
[https://note.com/clinic\\_ten/n/n5a93313a2910](https://note.com/clinic_ten/n/n5a93313a2910)

# 電子取引の保存について

～令和5年度税制改正～

葵総合税理士法人 早川 毅

令和5年度税制改正において、電子帳簿等保存制度についていくつか改正が行われました。ここでは全ての方に適用される、電子取引に絞って説明をします。

電子取引とは電子的に授受した取引情報のことを言います。具体的には「取引先から電子データで受領した請求書・領収書」「取引先へ電子データで交付した請求書・領収書」がわかりやすいでしょうか。以前は紙に出力することで「保存」と認められていましたが、令和6年1月1日以後は原本である電子データで保存することが義務付けられます。

**原則：**電子データで「保存」しているというために以下の要件を満たす必要があります。

## 1 真実性の要件

改ざんが防止されている必要があります。中小企業の皆様にお勧めしているのは、正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行うというものです。国税庁のHPにサンプルがありますので参考にされるとよいでしょう。

## 2 可視性の要件

電子データを確認できなければなりません。パソコンやプリンタといったハードウェアやシステムの取扱説明書を備え付けるとともに、検索機能を確保する必要があります。

この「検索機能の確保」には以下の3要件が必要です。

**①取引年月日、取引金額、取引先で検索ができる。**

**②日付又は金額の範囲指定により検索ができる。**

**③日付、金額、取引先を組み合わせで検索ができる。**

ただし税務調査担当者からのダウンロードの求めに応じることができるようにしてあれば②③は不要で、①のみ満たせば検索可能と認められます。

しかし制度の周知が遅れシステム対応が間に合わなかった事業者等が一定程度見込まれたため、令和4年度改正において経過措置ができました。令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えなく、電子データを保存していなくてもよいとされました。ただこの経過措置も本年末で廃止となり、令和6年1月1日以後に行う電子取引データについては新たな猶予措置が講じられました（令和5年度改正）。

**例外Ⅰ：保存要件に従い保存できなかった場合**

原則である要件に従って電子データを保存できなかったことについて相当の理由があると税務署長が認め、かつ税務調査時において税務職員からの求めに応じ、その電子データ及び出力書面の提示等を行うことができるようにしておけば、電子データの保存と認められるようになりました（猶予措置）。令和5年末までの経過措置と異なる点は、電子データを保存しておかなければならず、求めに応じてデータを提出できなければなりません。

**例外Ⅱ：保存要件に従い保存する場合における検索機能の確保の要件緩和 その1**

2期前の売上高が5,000万円以下の事業者で、電子データのダウンロードの求めに応じるならば、「検索機能の確保の要件」自体満たすことが不要となりました。この場合検索機能が不要となっただけで、**原則**の可視性の要件のうちハードウェアやシステムの取扱説明書の備付け及び真実性の要件は満たす必要があります。

**例外Ⅲ：保存要件に従い保存する場合における検索機能の確保の要件緩和 その2**

この**例外Ⅲ**は**例外Ⅰ**や**例外Ⅱ**と異なり対象者に制限がなく、すべての事業者に適用となります。電子データのダウンロードの求めに応じることに加え、「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている」ならば**検索機能①②③**を不要とするというものです。

取扱通達7-3には整理の仕方が3パターンあげられています。

- (1)課税期間ごとに、取引年月日その他の日付の順にまとめた上で、取引先ごとに整理
- (2)課税期間ごとに、取引先ごとにまとめた上で、取引年月日その他の日付の順に整理
- (3)書類の種類ごとに、(1)又は(2)と同様の方法により整理

これらに従い出力書面が、課税期間ごとに日付及び取引先について規則性をもって整理されていれば要件をクリアすることになります。

なお検索機能は不要となりましたが、その他の可視性の要件、真実性の要件が必要なのは**例外Ⅱ**と同様です。

ここまで電子取引の保存について簡単に**原則**と**例外**について記載しました。顧問先の皆様に認識していただきたいのは、令和6年1月1日以後の電子取引については、電子データそのものを保存する必要があるということです。仮にプリントアウトしたとしても電子データを削除することのないようお気を付けください。

## 〈参考文献〉

週刊税務通信 No3755号「電子帳簿保存制度の令和5年度税制改正事項を速報解説」

国税庁 電子帳簿保存法一問一答（Q&A）

国税庁 電子帳簿保存法 改正に関するパンフレット

# 最低賃金について

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

## ○令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

令和5年7月に開催された第67回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について取りまとめられました。各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円と提示され、愛知県はAランク、岐阜県、三重県はBランクになります。今後、調査審議の上で各都道府県労働局長が地域別最低賃金を決定することとなりますが、目安どおりに引上げが行われた場合の愛知県の最低賃金額は1,027円となります。

## ○最低賃金以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

### (1) 時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

### (2) 日給制の場合

日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、  
日給 $\geq$ 最低賃金額（日給）

### (3) 月給制の場合

月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

### (4) 出来高払制その他請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

### (5) 上記(1)～(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

## ○最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。臨時的に支払われる結婚手当などの手当、1箇月を超える期間ごとに支払われる賞与などの賃金、時間外や休日、深夜の割増賃金、精皆勤手当や通勤手当及び家族手当は最低賃金の対象とはなりません。

参考資料：厚生労働省HPより

# LGBTと事業主

弁護士 長谷川 留美子

先日、最高裁判所が、女性と自認する男性（トランスジェンダー）職員の女性トイレ使用について判決を出しました。

事案は、性同一性障害の診断を受けた経済産業省職員に対し、経済産業省が勤務フロアから2階以上離れた女性トイレを使用するよう制限を加えたことについて、職員が制限の撤廃を求めたところ、人事院がその要求に応じない判定をした、というものです。最高裁判所は、人事院の判断は、下記1から4の具体的な事情を踏まえることなく他の職員に対する配慮を過度に重視し職員の不利益を不当に軽視するもので違法、としました。

- 1 職員は性同一性障害であるとの診断を受けているところ、上記の制限によって、自認する性別と異なる男性用トイレを使用するか、執務階から離れた階のトイレ等を使用せざるをえず、日常的に相応の不利益を受けている。
- 2 健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与を受けるなどしているほか、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の診断も受けている。
- 3 女性の服装等で勤務し、執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用することでトラブルが生じたことはない。
- 4 説明会では、職員が執務階のトイレを使用することについて、数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはう

かがわれない。

- 5 説明会から本件判定に至るまでの約4年10か月の間に、職員による女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない（つまり、特段の配慮をすべき他の職員が存在が確認されてもいなかった。）。

判決に付された補足意見を見ていると、経済産業省が何もせずに約5年間トランスジェンダー職員の不利益を放置したことが責められているように思います。

事業主としては、職員全員のサービス環境の適正を確保する責務がありますので、トランスジェンダーの職員と他の職員両方に配慮する必要がありますが、トランスジェンダーに対する職員全員の理解増進を進めることなく、ただ単に他の多数の職員のことだけを考えていることは許されない時代になっています。

先般、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」も制定され、本年6月23日から施行されています。同法によれば、事業主は、雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を増進させるため、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うよう努めなければなりません。事業主におかれましては、上記のことにご留意下さい。

## 9月の税務・労務

- 11日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付



## 10月の税務・労務

- 2日◇令和5年7月決算法人の確定申告、1月決算法人の中間申告、10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
◇令和5年7月決算法人の事業所税申告及び納付

- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付

- 31日◇令和5年8月決算法人の確定申告、2月決算法人の中間申告、11月・2月・5月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
◇令和5年8月決算法人の事業所税申告及び納付  
◇個人住民税第3期分の納付  
◇労働保険料第2期分の納付（労働保険料事務組合委託の場合・・・11月14日）



## ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和5年 9月 19日 (火)  
令和5年 10月 18日 (火)  
令和5年 11月 20日 (月)  
弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和5年 9月 19日 (火)

### ◎休日のお知らせ

9月							10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで

### 編集

### 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸  
山田真義 近藤美千栄 河村敦子

今年の夏は旅行や帰省をした方が昨年と比べて増えたのではないのでしょうか。ニュースなどで交通機関が混雑していることを伝える映像を見るにつけ、世の中がコロナ禍前に戻りつつあることを実感させられました。

9月とは言えまだまだ真夏の暑さの日もごございます。どうかご自愛ください。

山田真義